受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法 (平成七年法律第七十七号) (附則第十二条関係)

	(「 「 「 「 「 「 に に に に に に に に に に に に に	改 正 案
- 四 (略)	信を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと (平成十三年法律第七十五号)第二条第一項に規定する短期社 (昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第 (明和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第 (通信・放送機構の業務の特例)	現行